

# 春日部労基だより

平成 26 年 4 号  
春日部労働基準監督署  
春日部市南 3-10-13  
電話 048-735-5227  
FAX048-735-3748

労働安全衛生管理、労務管理、労働保険などに関する情報を提供いたします。  
掲載情報についてのご要望がありましたら、当署までお寄せください。

## 事業主の皆様へ

～11月は「労働保険適用促進強化期間」です～

## 労働保険の加入手続はお済みですか！

労働保険とは、「労災保険」と「雇用保険」の総称です。

労働保険は労働者が安心して安全に働けるための制度で、政府が管理・運営している強制的な保険です。農林水産業の一部を除き、労働者を一人でも雇用している場合、事業主又は労働者の意思の有無にかかわらず必ず加入手続をとり、労働保険料を納めなければなりません。また、労働者が業務上の事由又は通勤によって負傷した場合などは、健康保険は使えません。

労働保険	
労災保険	雇用保険
労働者が、業務上の事由又は通勤によって負傷、疾病、障害又は死亡等に対して、迅速かつ公正な保護をするため、必要な給付を行うこと等を目的とした制度	労働者の生活及び雇用の安定を図るとともに、失業した際、再就職を促進するための能力の開発・向上等の各種の援助を行う等を目的とした制度

埼玉労働局では、11月を「労働保険適用促進強化期間」と定め、“労働保険の未手続事業場一掃”を重点項目に掲げ、全国労働保険事務組合連合会埼玉支部と連携して、未手続業場を戸別訪問する等により、加入促進を図っています。

なお、労働者を雇用していない期間は、労働保険の加入の必要はありませんが、新たに労働者を雇用した場合は、雇用した日から10日以内に労働保険の加入手続が必要となります。

そのほか、労働者を雇用しているにもかかわらず「故意」又は「重大な過失」により労働保険の加入手続を行わない期間に事故が発生した場合は、遡って保険料及び追徴金を徴収する他に、労災保険給付額の40%又は100%を事業主から徴収する制度になっています（労災保険法第31条）。

### ◎加入手続に関する問い合わせ先

最寄りの労働基準監督署・公共職業安定所へお問い合わせください。

又は、埼玉労働局総務部労働保険徴収課 ☎048-600-6203